

京都市告示第 58 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成20年4月8日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

上賀茂馬ノ目町南部町内会

2 規約に定める目的

会は、会員相互の親睦と福利を図り、自主的な共同活動によって、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会等会員相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事。
- (4) ごみ処理等その他保健衛生に関する事。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市北区上賀茂馬ノ目町22番地、26番地、27番地、28番地、33番地、38番地、41番地、42番地、43番地、45番地及び48番地の区域

4 事務所

京都市北区上賀茂馬ノ目町27番地の10

5 代表者の氏名及び住所

奥本 穂積 京都市北区上賀茂馬ノ目町27番地の10

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成20年4月3日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)